

平成 27 年 3 月 11 日  
校 長 裁 定

松江工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いについて

独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則第 6 条第 3 項の規定に基づき、コンプライアンス推進副責任者は次の者をもって充てる。

	職 名
コンプライアンス推進副責任者	副校長（管理運営担当）
	学科長
	専攻科長
	実践教育支援センター長
	事務部長